

# 公共交通メールマガジン

～平成27年度 第43号～  
編集：国土交通省総合政策局公共交通政策部



平素より、当メールマガジンをご愛読いただきありがとうございます。

2015年も残すところ数日となりましたが、皆様にとってどのような一年でしたでしょうか。

今年は、改正地域公共交通活性化再生法の新たな制度的枠組みに基づく取組を後押しするため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設支援整備機構による出資等制度の創設や、地方運輸局企画二部の組織再編を行いました。そして、同法に基づき、平成27年11月末時点で合計60件もの地域公共交通網形成計画が作成されるなど、持続可能な公共交通ネットワークを構築する取組が本格化してまいりました。

本号では、年末特大号として、施行から一年が経過した改正地域公共交通活性化再生法について、一年間の制度運用を踏まえて改めてご紹介するほか、今後、観光地域づくりの舵取り役として、地域における交通ネットワーク形成の調整役となりうる日本版DMOのご紹介や、各地で行われたセミナーについてご報告させていただきます。

- 改正地域公共交通活性化再生法施行から一年を経て  
(総合政策局公共交通政策部交通計画課)..... 2
- 平成27年交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰について  
(総合政策局公共交通政策部交通計画課)..... 6
- 「日本版DMO」形成・確立に係る手引き(第一版)の公表及び日本版DMO候補法人の登録制度の創設について  
(観光庁 観光地域振興課)..... 8
- 「交通実践セミナーin広島」を開催!!～「コンパクト+ネットワーク」のさらなる深化～  
(中国運輸局 交通政策部 交通企画課)..... 10
- 「地域公共交通シンポジウム in 中部」を開催しました

(中部運輸局 交通政策部 交通企画課).....	12
○地域公共交通シンポジウム in 北海道～公共交通を取り込んだまちづくりの進め方～ を開催しました (北海道運輸局 交通政策部 交通企画課).....	14
○「第2回おでかけ交通博2015 in 弘前」開催について (東北運輸局 交通政策部 交通企画課).....	15
○編集後記.....	17

**改正地域公共交通活性化再生法施行から一年を経て**  
**(総合政策局 公共交通政策部 交通計画課)**

昨年、この法律が大きく改正されてから、この11月20日で丸1年が経ちました。施行後、新たな枠組みに基づいて、地域公共交通網形成計画(=「網形成計画」)の作成・実施に取り組む地域が徐々に増えていることを嬉しく感じる一方、この1年間、制度運用に関する様々な問題提起なども頂いており、制度をより役立つものとするために、まだまだ我々担当者も頑張らないといけないという思いを強くしています。

**【作成された網形成計画等の概観】**

本年11月20日までの1年間に、全国で59件の網形成計画が作成され、国土交通大臣に送付されました。作成団体は、北は秋田県由利本荘市から南は宮崎県えびの市まで全国に散らばっています(その後2件が送付されたため、本日現在、61件)。

59件のうち、

- ・複数地方公共団体による共同作成：3件  
(うち、都道府県が作成主体に加わっているもの：2件)
- ・それ以外のもののうち、政令指定都市：1件、  
中核市・施行時特例市：6件、その他の市：35件、町村：14件

となっており、様々な人口規模の自治体で活用されていることが分かります。

また、網形成計画に基づく事業(プロジェクト)の中で、国の認定を受けた実施計画に基づき、地域公共交通特定事業を実施しているものは、現時点で4件あります。

**改正後に認定を受けた実施計画**

- ・地域公共交通再編実施計画：2件(岐阜市、飛騨市)
- ・鉄道事業再構築実施計画：2件(北近畿タンゴ鉄道沿線地域、四日市市)

これら網形成計画の一覧については、こちらをご覧ください。(ページ中ほどのリンク)  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000055.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html)

### 【地域公共交通再編事業】

あわせて、改正により創設された地域公共交通再編事業／再編実施計画の制度についても、この機会に改めてご紹介をしたいと思います。

(地域公共交通再編事業の意味)

地域公共交通再編事業は、地方公共団体の支援を受けつつ、①路線等の編成の変更(路線等の新設・廃止、ルート変更、分割・統合、延長・短縮などのパッケージ)、②他の交通モードへの転換、③民間バスなどを自家用有償旅客運送により代替、④これらと併せた乗継円滑化などの事業を行いつつ、「地域公共交通の再編」を行う事業です。

もちろん、ルート、運賃体系、ダイヤなどのサービス内容を定期的に見直すプロセスや、これと併せた利用促進策については、地域公共交通再編実施計画(=「再編実施計画」)の作成の有無にかかわらず、各地域で日頃から取り組んで頂きたい事項です。

一方、地域によっては、こうした個別的な見直しや、既存のサービスを前提とした利用促進では持続可能性に疑問符がつき、「外科手術」のような構造的見直しが必要な場合があります。こうした地域公共交通の再編は、関係者が多く存在すること、再編による具体的効果や、再編後の運行などの資金調達の見込み、交通事業者の収支・経営資源などにまで踏み込んで検討を行う必要があることなどから、決して簡単なプロセスではありません。

そのため、こうした地域公共交通の再編について、地域公共交通活性化再生法の改正により、国の認定を受けた再編実施計画に基づき行うことが可能となりました。

(地域公共交通再編事業のイメージ)

- 地域により、再編実施計画を作成したいという動機は様々だと思えますが、例えば、
- ・地方都市において、複数のバス・軌道事業者が運行しているが、サービス水準(=利便性)を維持しつつ、両者のサービスの重複の効率化を図りたい!
  - ・中山間地等において、サービスがバラバラに実施されている、民間路線バスとコミュニティバス(さらにはスクールバス、患者輸送車など)を統合・集約し、公的負担の額を維持したまま、利便性の向上に取り組みたい!
  - ・寄港地を減らしつつ、航路を集約・統合するとともに、バスフロート船を利用して、両岸のバス路線網についても併せて見直しを行いたい!

といった地域が一つの例として考えられるのではないのでしょうか。

(地域公共交通再編事業の留意点)

地域公共交通再編事業については、公共交通の効率性と利便性を双方のバランスを取りつつ向上させ、それにより公共交通ネットワークの持続可能性を向上させていくことを念頭に置いて実施することが求められます。そのため、再編実施計画の作成の際には、事業実施区域内の路線、運行回数・時刻、運賃、乗継ぎ、情報提供などの公共交通サービスの

内容を具体的・網羅的に検証していくことが必要です。

(地域公共交通再編事業の効果)

また、地域公共交通再編事業により実現した路線、運行回数、運賃などの公共交通サービスについては、事業の実施期間中、持続的にサービスを提供していくことが義務づけられます。また、再編実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、一般乗合旅客自動車運送事業の新規参入を制限する場合があります。

こうした措置により、地方公共団体・交通事業者双方にとって、以下のようなメリットがあります。

地方公共団体にとってのメリット：

- ・今後数年間の間、事業実施者（＝交通事業者）による、再編実施計画に定めたサービス内容の提供を担保することが可能。

交通事業者にとってのメリット：

- ・事業者単独では取り組みにくい、サービスの抜本的な見直しについて、将来的な運行費用の調達の見込みなども含め、地方公共団体とともに議論することが可能。
- ・計画の維持を困難にするような新規参入等が制限されることで、事業実施区域内において、安定的なサービス提供が可能。

(予算上の特例措置)

また、本来は、地域公共交通ネットワークの抜本的な見直しを行った方が良いにもかかわらず、国等による運行費の補助要件から外れることをおそれて、再編を躊躇する地方公共団体、交通事業者などもいるため、国の認定を受けた再編実施計画に基づき実施される事業については、補助要件の緩和などの特例措置が設けられています。

ただし、あくまで地域公共交通再編事業の目的は、具体的な効果をもって地域公共交通の利便性・効率性を維持・向上させていくことにあります。逆に、こうした補助要件の緩和を主たる動機として、路線の分割等を試みたとしても、残念ながらネットワークの持続可能性にとって良い結果にはなりませんので、十分ご注意を頂きたいと思えます。

(網形成計画の重要性)

ここまで、再編実施計画について述べてきましたが、持続可能な公共交通ネットワークの形成に当たって最も大切なのは、網形成計画です。当該計画の作成に伴う手続きは、(国による認定ではなく)国への送付というシンプルなものですが、協議会における関係者との連携や広域性の確保、計画の作成における、問題点・課題の把握や、それを受けた総合的な公共交通ネットワークの方向性や目標の決定、さらにはそれを実現するための事業の決定など、重要なプロセスが詰まっています。

それゆえ、網形成計画は、地域公共交通特定事業をはじめとする様々な事業(プロジェクト)を定める全体計画となっています。加えて、地域公共交通確保維持改善事業(補助金)を利用する場合に、上位計画として活用していくことも可能です。

なお、再編実施計画を作成する場合であっても、まず、基礎となる網形成計画において、

計画区域内のどこに拠点や路線・運行区域を配置し、それをどのような交通モードで担っていくのかということを一定程度、関係者間で議論し、定めていくことが求められます。

網形成計画の作成に当たっては、もちろん他の地域の計画なども参考にして頂きたいのですが、最後は、自らの地域のニーズ、課題などに立ち戻って、「この事業を行うことが、自分達が立てた目標の達成や、この地域の課題解決につながるだろうか？」と問いかけつつ、計画を仕上げて頂ければと思います。その際、地方運輸局・運輸支局の担当者からも、協議会などにおけるやり取りを通して、その「気づき」のお手伝いできればと思います。

#### 【おわりに】

以上、長くなりましたが、地域公共交通活性化・再生法の担当者として、この1年の間に全国の皆様から寄せられた声を思い浮かべつつ、筆を取りました。全国各地で進められている地域公共交通の活性化・再生の取組が前に進むよう、来年も頑張っていきたいと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。

**平成27年交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰について**  
**(総合政策局公共交通政策部交通計画課)**

「交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰」は運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた自主的な取組の拡大が図られてきた中で、平成18年度に環境保全に関する大臣表彰制度として創設されました。

交通計画課では、「公共交通機関の利用促進」という分野について、「エコ通勤優良事業所認証制度」に登録している事業者・団体を対象に、各地方運輸局等より推薦を募り、有識者による選考委員会を経て推薦を行っております。

本年度の選考委員会では、各候補者の取組内容について審査したところ、『豊田市』及び『豊岡市』が推薦されることとなり、12月9日(木)に国土交通大臣表彰式が執り行われました。

**【受賞者】豊田市**

市職員のマイカー通勤抑制策を実施するとともに、市内の民間事業者と協働し、通勤時の渋滞緩和を目的とした「豊田エコ交通をすすめる会」を運営するなど、環境保全に関する活動に積極的に取り組んだ。

(取組概要)

- 「豊田エコ交通をすすめる会」実施の「エコ交通月間」
  - ・市職員のほか、市民も対象としたエコ交通の実施
  - ・電車やバスの車内放送、ラジオ放送による呼びかけ
- 市職員に対するマイカー通勤の抑制
  - ・通勤距離の短い職員に対する駐車場の割り当て制限
  - ・時差出勤制度や電動アシスト自転車の導入



(左：山本 順三 国土交通副大臣、右：有田 幸司 豊田市副市長)

**【受賞者】豊岡市**

市が中心となり、地域が一体となって、公共交通機関の利用促進を目的とした「e通勤プロジェクト」の取組を継続的に展開するなど、環境保全に関する活動に積極的に取り組んだ。

(取組概要)

○e 通勤プロジェクトの実施

- ・全担バス神鍋線の運賃上限を200円に設定
- ・通勤、通学定期所持者のバス無料化

○豊岡ノーマイカーデーの実施

- ・市民を対象としたエコ交通の実施

○全担バス利用促進キャンペーンの実施

- ・バス利用者に対する市内協賛店の割引特典
- ・時刻表や割引特典を掲載した情報誌の発行



(左：山本 順三 国土交通副大臣、右：齋藤 哲也 豊岡市副市長)

国土交通省としましては、これからも公共交通機関の利用促進等による「エコ通勤」の普及促進に取り組んでまいりますので、皆様の「エコ通勤優良事業所認証制度」への積極的なご参加をお待ちしております。

<参考>

○交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰（公共交通機関の利用促進）の選考基準

- (1) 民間事業者や住民団体等が、自立的自発的に行っていること。(自治体等行政中心の取組であっても、地域や事業者と共に取り組んでいるものを含む。)
- (2) 取組に継続性があること。
- (3) 事業者であれば事業所全体が、地域であれば地域全体が一体となっていること。
- (4) 創意工夫がなされ他の模範となること。
- (5) エコ通勤の取組に関しては、エコ通勤優良事業所認証を受けている、あるいは現在申請中であること。

<参考：エコ通勤ポータルサイト（国交省作成HP）>

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/>

**「日本版DMO」形成・確立に係る手引き（第一版）の公表及び  
日本版DMO候補法人の登録制度の創設について  
（観光庁 観光地域振興課）**

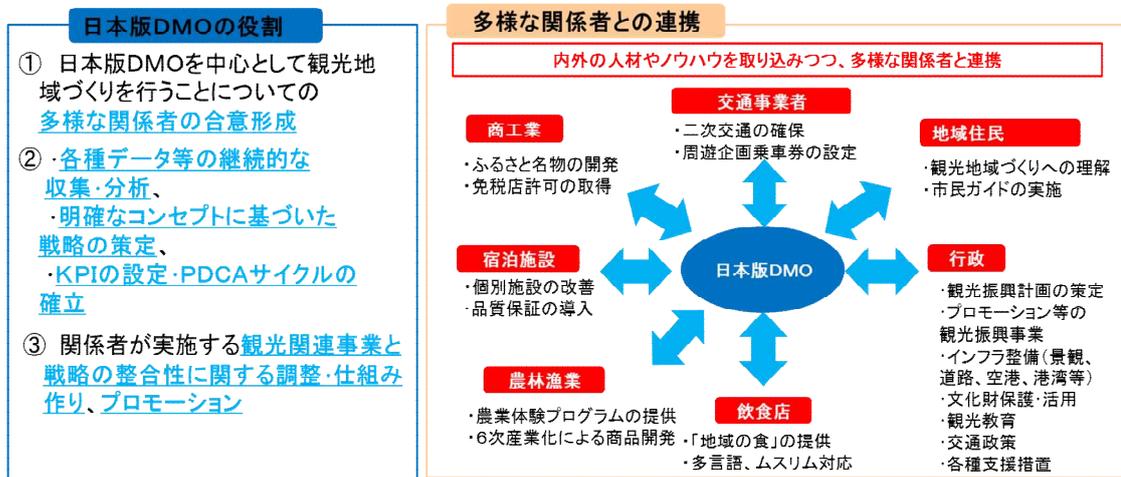
○ **日本版DMOとは**

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である「地方創生」において、観光は旺盛なインバウンド需要の取り込みなどによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となります。

こうした取組を進めるために、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「日本版DMO」(Destination Management / Marketing Organization)が、今後、全国各地域において形成・確立され、これを核とした観光地域づくりが行われることが重要です。

このような背景を踏まえ、観光庁では、日本版DMOの役割や機能など概要を整理し、「手引き」として取りまとめるとともに、日本版DMOの候補となりうる法人を登録する制度を創設いたしました（登録は12月上旬より開始予定）。

【日本版DMOのイメージ】



○ **日本版DMOと交通関係者**

観光地域づくりの「舵取り役」である日本版DMOの役割は、行政や宿泊、飲食、文化、スポーツ、農林漁業、商工業、交通事業、環境事業等の関連事業者や地域住民等の多様な関係者を調整し、地域全体での戦略的な観光地域づくりや複数地域の広域的な連携を主導していくことです。

観光地にとって交通が果たす役割は非常に多岐にわたります。例えば、目的地への「ア

クセスの手段」としての役割のみならず、「観光需要のコントロール手段」としての役割、交通ルート上を移動する旅行者への「観光地の演出」としての役割、魅力的な乗り物や交通施設自体の「観光資源としての交通」としての役割なども挙げられます。

このため、日本版DMOが魅力的な観光地域づくりを行っていく上で、交通事業者と密接に連携・調整していくことは不可欠です。例えば、会津若松市では、会津乗合自動車が懇切丁寧な地域との話し合いを行い、ルート、ダイヤの見直しを図り、観光路線で一般渡船を統合しました。その結果、全体で運行本数を増やし、利用者の増加につながっています。

このため、交通事業者の皆様におかれては、地域での日本版DMO形成・確立の取組に対して積極的に参画・連携し、日本版DMOと調整を行いながら、旅行者と地域住民の双方にとって魅力的な交通ネットワークの形成に携わっていただきたい、と考えています。

## ○ 日本版DMO形成・確立に係る手引き（第1版）

日本版DMOを形成・確立していく取組は官民共同の観光地域づくりの推進主体を作り上げていこうという、これまでにない新しい取組です。

このため、観光庁では、日本版DMOに関する地域の理解を深めるとともに、日本版DMO形成・確立の取組を加速化するため、日本版DMOの役割や機能など概要を整理し、「手引き」として取りまとめ、ご紹介しています。

[http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000049.html)

(ページ最下部からDLしてください。)

本手引き書のp71で、日本版DMOと交通事業者の連携の取組の具体的事例等をご紹介しますので、適時ご参照いただければと思います。



## ○ 日本版DMO候補法人登録制度

観光庁では、「手引き」の公表と同時に、日本版DMOの形成・確立を支援するため、日本版DMOの候補となりうる法人「日本版DMO候補法人」を登録する制度を創設しました。

本制度の運用により、地域における日本版DMO形成・確立の取組を加速化するとともに、登録を受けた法人を中心とした全国津々浦々での観光地域づくりの取組の内容や課題をしっかりと把握していきたいと考えております。

さらに、これら登録を受けた法人のうち先駆的で優れた取組については、関係省庁連携支援チームを通じて、新型交付金の活用など、集中的な支援を行って参ります。

本制度を地域において積極的にご活用いただければと思います。



**「交通実践セミナーin 広島」を開催!!**  
**～「コンパクト+ネットワーク」のさらなる深化～**  
**(中国運輸局 交通政策部 交通企画課)**

中国地方では、他ブロックに先んじて進行している少子高齢化、過疎化、また、モータリゼーションの進展による影響等もあり、地域公共交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。こうした中、社会経済活動を支える地域公共交通を確保維持するため、各地域とも多様な関係者と連携・協働しつつ、地域実状に即した持続的な地域公共交通構築に向けた取組が進められているところです。

そこで、各地域が抱える地域公共交通の諸課題を解決するきっかけにさせていただくことを目的として、中国運輸局交通政策部と中国地方整備局建政部が連携し、平成27年10月13日(火)シェラトンホテル広島において、『「コンパクト+ネットワーク」のさらなる深化』と題し、『交通実践セミナーin 広島』を開催しました。

当日は、管内の地方公共団体、交通事業者等約140名もの方々にご参加頂きました。

**【プログラム】**

○《事例紹介》「岐阜市の地域公共交通の取り組みについて」

岐阜市 企画部交通総合政策審議監兼交通総合政策課長 青木 保親 氏



岐阜市 青木課長

平成27年8月に全国で第1号となる地域公共交通再編実施計画の認定を受けた先駆的な岐阜市の公共交通政策について、バスを中心とした公共交通ネットワークの構築へ向けた岐阜市型BRTの導入、市民協働の手づくりコミュニティバスの導入、ICカードデーター等ビッグデーターを活用した計画策定など具体的な取り組み事例を紹介していただきました。

○《事例紹介》「柏市における長寿社会のまちづくりと今後のまちづくり施策」

柏市 都市部都市計画課統括リーダー 梅澤 貴義 氏



柏市 梅澤リーダー

高度経済成長を機に人口が増加し発展した柏市の豊四季台において、東京大学、UR都市機構、柏市の三者で

「高齢社会の安心で豊かな暮らし方・まちのあり方」に係る研究会を発足し、「在宅医療」と「生きがい就労」による地域包括ケアシステムを具現化するなど医療・福祉とまちづくりの連携を図った事例を紹介していただきました。

○《事例紹介》「みちのりグループによる公共交通活性化の取組み」

株式会社みちのりホールディングス マネジャー 大下 篤志 氏



株みちのり HD 大下マネジャー

バス事業者の立場から、公共交通活性化を図るため、みちのりグループ各社の単独及び広域連携による改善効果の取組み事例や、持続的な地域公共交通ネットワーク構築を図るため、複数の交通モードの統合や地域経済への貢献に係る取り組みなどを紹介していただきました。

○《講演》「公共交通活性化、再生の実践～京都の経験」

京都府 建設交通部理事 交通政策課長事務取扱 村尾 俊道 氏



京都府 村尾理事

長年、交通政策に携わった豊富な経験を基に、北近畿タンゴ鉄道の民間活力を活用した再生事例や、京都府のモビリティ・マネジメントに係る様々な取組事例などを織り交ぜながら、地域交通を再生し、変えていくための取組姿勢、その手法についてご講演をいただきました。

中国運輸局は、今後もこのようなセミナー開催等を通じ、中国地方の地域公共交通が持続的に確保維持されるよう、地域の皆さまとともに課題解決に向けて取り組んで参ります。

▽詳細な内容は、下記の中国運輸局ホームページアドレスにアクセス下さい。

URL : <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kousei/seminor20151013.html>

## 「地域公共交通シンポジウム in 中部」を開催しました

(中部運輸局)

平成27年11月2日(月)に、ウィルあいち(愛知県名古屋市)において「地域公共交通シンポジウム in 中部～行政・事業者・住民の『協働』に向けて～」を開催しました。

中部運輸局管内には地域公共交通について積極的に取り組んでいる自治体が数多くあり、現在、177自治体中163の自治体、実に90%を超える割合で地域公共交通会議等が設置されています。

将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を進めていくために「協働」は重要であり、今回は「事業者」の積極的な参画に視点を向け、事業者自らが提供する旅客の運送に関するサービスの向上に資すること、及び、それに対する行政のサポートを促進することを目的として開催しました。

### 第1部 シンポジウム

#### ①基調講演 「ひと・まち・公共交通を活かす関係づくり

～モビリティからモビライズへ」

大阪大学大学院工学研究科 教授 土井健司 氏

#### ②講演 「お客様密着！で地域に貢献する十勝バスの取り組み」

十勝バス株式会社 事業本部長 長沢敏彦 氏

「地域を活かす血流としての交通 ～一所懸命～」

株式会社光タクシー 代表取締役 石橋孝三 氏



大阪大 土井教授



十勝バス 長沢部長



光タクシー 石橋社長

#### ③質疑応答

大阪大学大学院工学研究科 教授 土井健司 氏

十勝バス株式会社 事業本部長 長沢敏彦 氏

株式会社光タクシー 代表取締役 石橋孝三 氏

中部運輸局 交通政策部長 上田大輔

## 第2部 個別相談会

自治体・交通事業者のご担当者向けに、計画策定や補助金についてなど地域公共交通に関する相談会



質疑応答



個別相談会

※シンポジウムの詳細、資料等については、中部運輸局ホームページに掲載しております。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/joho/sinpo/index.html>

**地域公共交通シンポジウム in 北海道**  
**～公共交通を取り込んだまちづくりの進め方～ を開催しました**  
**(北海道運輸局交通政策部交通企画課)**

本年7月、「帯広市地域公共交通活性化協議会」が、地域連携によるモビリティ・マネジメントの展開や事業者による戸別訪問、デマンド交通の導入による交通空白地域解消などの取組が評価され、「地域公共交通優良団体大臣表彰」を受賞しました。

本シンポジウムでは、帯広市の取組をご紹介するとともに、過去の表彰受賞団体やバス事業者、有識者にもご参加いただき、まちづくりと連携した、地域にふさわしい公共交通の活性化に向けて、みなさまに考えていただく機会となるよう、「公共交通を取り込んだまちづくりの進め方」をテーマに開催しました。



帯広市地域公共交通活性化協議会  
中尾 啓伸 会長



シンポジウム会場の様子



北見工業大学社会環境工学科  
高橋 清 教授

当日は自治体、交通事業者などさまざまな業界から150名を超える多くの皆様にご参加をいただきました。

第1部では、交通政策に携わり地域公共交通会議や活性化協議会等多方面でご活躍されている「北見工業大学社会環境工学科 高橋 清 教授」及び本年7月に地域公共交通優良団体大臣表彰を受賞した「帯広市地域公共交通活性化協議会 中尾 啓伸 会長」より、地域公共交通の現状や産・官・学の連携の必要性、表彰受賞の取組事例等に関して講演を賜りました。

第2部では、パネルディスカッション「公共交通を取り込んだまちづくりの進め方」をテーマに北見工業大学の高橋教授、北海道運輸局管内の大臣表彰受賞団体(帯広市、弟子屈町、当別町)、バス事業者として函館バス(株)を交えて、各々の自治体・事業者の取組における成功のポイントや今後の地域公共交通の課題等について議論し、活発な意見交換が行われました。

シンポジウムの開催概要及び資料は、以下の北海道運輸局HPに掲載しております。

[http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunjabetsu/tiikoukyoukoutsuu/64shinpojiumu/index\\_shinpojiumu\\_hokkaido.html](http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunjabetsu/tiikoukyoukoutsuu/64shinpojiumu/index_shinpojiumu_hokkaido.html)

## 「第2回おでかけ交通博2015in弘前」開催について

(東北運輸局)

東北運輸局では、平成27年11月27日(金)にナクアシティ弘前(青森県弘前市)において、「第2回おでかけ交通博2015in弘前」を、福島大学との共催により開催しました。

昨年度南東北(福島市)で同事業を初めて開催し、官学連携での開催が好評であったことから、北東北においても同様のイベントとして実施しました。地域公共交通の活性化や交通まちづくりなどに頑張っている19団体に出展いただき、ブースにて各々の取り組み内容を1枚のポスターにまとめわかりやすく説明いただき、成果や悩みなどの共有を図りました。北海道新幹線開業を来年3月26日に控えた函館市や、東京、愛知など遠方からの出展もありました。



庄子交通政策部長による主催者挨拶

また、来場者と出展団体、「地域公共交通東北仕事人※」との交流も深まり、人的ネットワークの構築の良い機会ともなりました。最後の「仕事人の時間」では、仕事人の皆さんから、お気に入りの取り組みに対して「のりたろうシール」をポスターに貼るとともに一言コメントをいただき、各取り組みに対する講評をしていただきました。

(<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/ks-sub06-2.html>)



大野仕事人による一言コメント

当日は、約120名の方々が集い、東北運輸局の庄子交通政策部長による主催者挨拶、福島大学の吉田准教授のミニ講演の後、各団体による1分間のPRタイムの後、メインとなるコアタイムでは、来場者と説明者が、フェース・トゥ・フェースで地域公共交通に関する情報や知恵を共有するとともに、活発な意見交換が行われました。八戸市の公共交通アテンダント「はちこ」のコミュニケーションアンケートの実演パフォーマンスなどがあり、会場を大いに盛り上げました。



吉田准教授によるミニ講演

「仕事人の時間」終了後は、出展者、来場者、主催者、希望者が誰でも参加可能な交流会を実施し、前回は遙かに上回る80名以上の方々が参加し、地域の公共交通に対する思いを語り合い、たいへんな盛況となりました。

## 会場内風景



### 〈当日のプログラム〉

- 主催者挨拶 東北運輸局交通政策部長 庄子 政美
- 開催主旨説明 福島大学人文社会学群経済経営学類准教授 吉田 樹
- 1 ミニッツPR (各出展団体から1分間のPRタイム)
- コアタイム (各ブースで出展者がポスターを用いて取組内容を説明。聴き手側からの質問・意見、仕事人等からのアドバイス等を行う。)
- 仕事人の時間 (地域公共交通東北仕事人による高評価を示す「のりたろうシール付与&ひとことコメント」)
- 閉会后、交流会を実施
- 出展団体
  - 北海道新幹線函館開業対策推進機構 ■青森県 ■秋田県 ■青森県三沢市
  - 八戸市地域公共交通会議 ■八戸五戸路線バス利用促進協議会
  - 弘前市弘南鉄道大鰐線存続戦略協議会 ■宮城県大崎市
  - 山形県鶴岡市地域公共交通活性化協議会 ■青い森ウェブ工房 ■ITS アライアンス
  - 小田原機器・JR 東日本メカトロニクス ■弘前大学学生団体 H・O・T Managers
  - NPO 法人まちもびデザイン ■NPO 法人いわて地域づくり支援センター
  - 津軽鉄道 ■大鰐交通 ■フタバタクシー ■福島大学経済経営学類吉田ゼミ

※詳細につきましては、東北運輸局ホームページに近日中に掲載します。

<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/koukipagetop.html>

## 編集後記

いつもご愛読いただきありがとうございます。公共交通メールマガジン編集担当の手嶋です。

今回は、11月・12月号併せて年末特大号としてお届けいたしました。いかがでしたでしょうか。

今年も残すところあと数日となり、年末年始の準備に向け慌ただしい雰囲気がしてまいりました。

8月より本メールマガジンの発行担当として紙面を通じて公共交通政策に関して紙面で情報を提供させて頂きました。来年からはより有益な情報を提供できますよう尽力いたしますので、引き続き本メールマガジンをご覧いただければと存じます。

★ 全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局までお問い合わせください。



### 【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 手嶋  
〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館3階)  
TEL : 03-5253-8986 (直通) FAX : 03-5253-1513  
E-mail: [koutsukeikaku\\_joho@mlit.go.jp](mailto:koutsukeikaku_joho@mlit.go.jp)

### ★国土交通省HP (情報発信のページ)

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport.tk\\_000039.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport.tk_000039.html)